

会 議 録

会議名 (審議会等名)		令和2年度第1回相模原市コンプライアンス推進委員会(書面会議)		
事務局 (担当課)		コンプライアンス推進課 電話042-707-7040(直通)		
開催日		令和2年7月17日(金)～7月22日(水)		
出席者	委員	2人(別紙のとおり)		
	その他	0人		
	事務局	3人(総務局次長、コンプライアンス推進課長、同総括副主幹)		
公開の可否		可 不可 一部不可	傍聴者数	
公開不可・一部不可の場合は、その理由		書面会議のため		
会議次第		<ol style="list-style-type: none"> 1 委員長の選任及び委員長代理の指名について 2 令和2年度コンプライアンス推進委員会の取組について 3 令和2年度コンプライアンスの推進に係る各局区等の取組について 4 麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業第三者委員会の提言に係る取組方針について 5 令和2年度コンプライアンス職員意識調査について 		

審 議 経 過

(審議を書面等で行った理由)

新型コロナウイルス感染症のまん延を防ぐために、委員等が一堂に会する方法によらず、書面により委員の意見を求め、回答を得ることにより会議の開催に代えることとした。

主な内容は次のとおり

1 委員長の選任及び委員長代理の指名について

相模原市コンプライアンス推進委員会規則第3条第1項の規定により、委員の互選を行い、松井委員が委員長に選任された。また、同規則第3条第3項の規定により、亀重委員が委員長代理に指名された。

2 令和2年度コンプライアンス推進委員会の取組について

事務局より資料1「コンプライアンス推進委員会の取組について」を送付し、確認いただいた。

3 令和2年度コンプライアンスの推進に係る各局区等の取組について

事務局より資料2「令和2年度コンプライアンスの推進に係る各局区等の取組について」を送付し、確認いただいた。

4 麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業第三者委員会の提言に係る取組方針について

事務局より資料3「麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業第三者委員会の提言に係る取組方針(案)」を送付し、書面により審議を行った。意見等については、次のとおり。

【コンプライアンス推進委員会「意見対応表」】

1 コンプライアンス上の意識改革	
○意見	対応
報告書55頁を受けて、コンプライアンス意識の醸成が規定されているが、当該行為がコンプライアンスを逸脱するものであるかの判断は、個々の職員一人ひとりが専門的な法務知識、法務能力、契約知識を有していることが前提となるのではないかと。倫理研修的なものではなく、法務研修を採用後の早期から定期的実施することはもちろん、現在の幹部・	実務的な研修については、ご意見のとおりであると認識しており、個々に対応を図ってまいります。本方針の当該項目については、人材育成方針やコンプライアンス推進指針の改訂など、大前提となる事項について記載させていただきました。

<p>管理職に対して徹底的に実施すること、例えば管理職就任時・異動時での実施（就任・異動の条件）とするなども明記しておくといよいのではないか。</p>	
<p>2 情報やノウハウの共有・議論ができる職場づくり</p>	
<p>○意見</p>	<p>対応</p>
<p>「市長、副市長、教育長及び全局区長等による情報共有及び意見交換の実施や、局内会議、部内会議の積極的な開催のほか、新たに市の政策に対する要望や提案等を集約し、今後の政策立案に広く活用するなど、全庁的な情報共有を図ってまいります」と記載されているが、本件は政策会議で専門性の観点からも適切な判断ができなかったことが一因ではないか。市長、副市長に対するコンプライアンス研修の徹底と監視・監督体制の強化、各種会議における契約事項の審議に際しての契約課等の関与（付議時点での検査）が実施されてもよいのではないか。</p>	<p>ご意見いただきました監視・監督体制の強化については、項目3で記載させていただきました。また、契約事項の審議への契約課等の関与につきましては、項目10において、意思決定の過程において契約課が関与する旨を追記させていただきました。</p>
<p>3 内部統制等の強化</p>	
<p>○意見</p>	<p>対応</p>
<p>報告書 57 頁を受けて、内部統制体制の適切な実施と対象事務の全事務への拡大を追記すると望ましいのではないだろうか。</p>	<p>内部統制制度対象事務の全事務への拡大につきましては、拡大の効果と事務量とのバランスを見極めることが肝要と考えておりますことから、本方針に記載した“不断の見直し”の中で、対象事務の拡大も視野に入れた検討を行い、慎重に判断してまいりたいと考えております。</p>
<p>報告書 57 頁を受けて、監査委員等を含めた多段階での監視・監督体制の強化を追記すると望ましいのではないだろうか。</p>	<p>本方針は市長が策定することから、監査委員や議会の取組については、記載しておりません。</p>
<p>報告書 57 頁を受けて、現行の内部統制制度の運用状況の検証と課題把握を追記してもよいのではないか。</p>	<p>運用状況の検証等については、今年度の上半期分の結果を基に行う中間評価から実施してまいります。</p>

4 人材の育成(スペシャリストの育成)	
○意見	対応
<p>報告書 58 頁を受けて、「高度な専門性等を有する民間活力の活用」と「民間経験や専門性等を有する人材の確保」を提示されているようではあるが、当該方策では恒常的に民間活力し、経験者人材を確保するかのようにも読み取れる。報告書では職員の知識・理解の修得と育成が前提である。これらの人材が確保できるまでの一時を民間活力の活用を求めているのではないか。安易に外部人材、民間経験者を採用するような記述は望ましくないのではないか。</p>	<p>ご意見のとおり、人材の育成については、まずは、庁内での育成を優先的に行うものと考えております。</p> <p>その上で、より専門性の高い行政課題に応じるため、民間経験者採用等を必要に応じて検討することとしております。</p>
<p>外部研修機関等へ派遣について、専門性の高い職員が研修機関へ一定期間派遣されたところで育つとは思えない。</p>	<p>ご意見のとおり、高い専門性は一朝一夕で培うことはできませんが、外部研修機関への派遣も、一つ的手段として一定の効果があるものと考えております。</p>
5 適正な人員配置	
○意見	対応
<p>報告書 59～60 頁の、縦の連携、横の連携を実施するにあたり、出先機関、出張所等の場合には、本庁との連絡相談の仕組みを設けたほうがよいのではないか。</p>	<p>出先機関との連携については、各局区等において、本庁機関との連絡体制を構築しております。</p>
<p>事業の継続性を意識した計画的な人事配置を受けて「施策や事業の継続性に配慮した職員配置」を置いたものと想定されるが、他方で継続していることによる不正が発生するおそれが高いことが本件の要因でもあるのではないか。「継続性ととも、事業の公正性に配慮した」という記載が適切か。</p>	<p>ご意見のとおり、人員配置については公正性に配慮する必要がありますが、むしろ麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業においては、短期間での異動が多くあり、継続性に焦点を当てて記載することとさせていただきます。</p>
7 ハラスメント対策	
○意見	対応
<p>報告書 61 頁を受けて、ハラスメント相談の利用促進のための制度周知及び研修とより相談が利用しやすいための研修等を実施してもよいのではないか。</p>	<p>ご意見のとおり、相談窓口の周知については、外部相談窓口も含め、継続して行ってまいります。</p> <p>研修につきましては、まずは、未然防止のための正しい知識の習得及び防止意識の醸成を図ってまいります。</p>

8 外部からの市職員に対する強い要求への対応策	
○意見	対応
報告書 63 頁を受けて、コンプライアンス推進課による各課の不当要求行為等を断るための対応への支援とより具体的な内容も記載しておくとのよいのではないだろうか。	ご意見のとおり、「個別ケースに応じた実践的な研修」と修文し、若干ですが具体的な記載をさせていただきました。
コンプライアンス推進課の各課の支援と言うのがどのような支援なのか分からない。	
9 適正な公文書の作成・管理	
○意見	対応
報告書 64 頁を受けて、公文書の作成に関する指針の改定と遵守状況の点検体制の整備と指針が遵守されているチェック体制を明記しておくとのよいのではないだろうか。	具体的なチェック体制については、(仮称)公文書監理官の設置に向けた検討の中で議論してまいります。
10 入札及び契約に関すること	
○意見	対応
報告書 65 頁を受けて、契約課に配置する職員の研修充実、職員数の増員と規定してはどうか。	直接的に記載しておりませんが、契約課の増員等を視野に入れたチェック体制の構築等を考えております。
報告書 66 頁を受けて、外部の入札監視委員会の審議対象範囲を契約課の所掌外の入札案件及び随意契約を含めた全庁の案件に拡大と審議対象範囲をより具体的に規定しておくとのよいのではないだろうか。	両委員会の審議対象範囲については、今後、具体的な拡大範囲等を検討してまいります。
その他	
○意見	対応
対応方針が長くて読みにくい。	(2)課題認識の記載内容と、(3)対応方針との記載内容を整理させていただきました。

5 令和2年度コンプライアンス職員意識調査について

事務局より資料4「令和2年度調査票(案)」を送付し、書面により審議を行った。

【意見】

追加した問16の設問について

問16の設問は良いと思った。他方で、選択肢が回答者にとってやや分かりにくいようにも思えた。加えて、分析する側にとっても四つの選択肢の差異が判然としないの

ではないか。

選択肢 1 と 3 は職員個人の判断による外部相談窓口への対応と考えられる。選択肢 2 の「他に相談できなかつたら利用する」は、さまざまな条件が想定されるのではないかと。例えば、他の相談相手や相談窓口の繁忙状況、相談により影響を及ぼす（可能性）への配慮、そもそもの信頼度などが含まれているようにも考えられる。

選択肢は、質問に対する回答の趣旨をより分かりやすく表現を整理されるとよいのではないかと。

例えば、一例では、以下のように選択肢 2 とし、個人の判断で外部相談窓口の利用を自制するおそれもあるかを尋ねてみる案もあるかと考えた。ただし、当初の選択肢に含まれていた、他の相談者・機関の状況次第で相談をするか否かという趣旨は把握できなくなる。

積極的に利用する 相談する内容次第で利用する 利用しない
分からない

新設後に利用するかしないかだけを把握するのであれば、単純に以下の 3 選択肢でもよいのかと考えた。

利用する 利用しない 分からない

【結果】

令和 2 年度コンプライアンス職員意識調査についての設問 16 に係る回答の選択肢については、次のとおりとする。

積極的に利用する 相談する内容次第で利用する 利用しない
分からない

以 上

令和2年度 第1回 コンプライアンス推進委員会委員出欠席名簿
(令和2年7月17日~令和2年7月22日書面開催)

	氏 名	所 属 等	備 考	出欠席
1	松井 望	東京都立大学 都市環境学部 都市政策科学科教授	委員長	出席
2	亀重 恵美子	税理士	委員長代理	出席
3	白澤 章子	弁護士		欠席

